

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 12 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）

厚生労働省健康局結核感染症課
予防接種担当参事官室

麻しんの国内伝播事例の増加に伴う注意喚起について
（協力依頼）

麻しんについては、現在、海外における流行が報告されており、今般、国内においても、茨城県や東京都において（※１）、海外からの輸入症例を契機とした国内における感染伝播事例が報告されています。今後、更なる輸入症例や国内における感染伝播事例が増加することが懸念されます。

つきましては、貴自治体におかれては、下記の通り、貴自治体管内の保健所及び医療機関等に対し、注意喚起を行っていただくとともに、「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号。以下「特定感染症予防指針」という。）に基づく対応の徹底をお願いいたします。また、麻しんの疑い事例発生時には、下記に記載の連絡先への一報をお願い申し上げます。

（※１）茨城県・東京都における麻しん事例の状況

- ・ 令和 5 年 4 月 27 日、海外渡航歴のある茨城県内居住者が麻しんと診断された。患者の行動や接触者について調査したところ、周囲へ感染させる可能性がある時期に、県外への公共交通機関を利用した移動や、不特定多数の人が集まる施設の利用歴が判明した。
- ・ 当該患者と同じ交通機関を利用した者を中心に、東京都において麻しん患者の発生が 5 月 12 日の時点で 2 例報告され、接触者の調査を行っている。
- ・ 二次感染例が報告されていることから、今後、過去数年間、麻しんの報告が見られなかった地域でも症例が発生する可能性がある。

記

【自治体における対応】

- 1 積極的疫学調査や検査の徹底を含め、「麻疹に関する特定感染症予防指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号。以下「特定感染症予防指針」という。）に基づく対応の徹底を行うこと。
- 2 保健所においては、「麻疹排除に向けた積極的疫学調査ガイドライン（第三版）」を参考に、積極的疫学調査を実施すること。
http://idsc.nih.go.jp/disease/measles/guideline/active_ver3.pdf
- 3 疑い例については、特定感染症予防指針に基づき、地方衛生研究所等において、全例に対して核酸増幅法検査による確定検査を行うとともに、検査の結果、麻疹ウイルスが検出された場合は、可能な限り、地方衛生研究所等において麻疹ウイルスのゲノム配列の解析を実施し国に報告する又は国立感染症研究所に検体を送付すること。
- 4 患者の行動歴等から広域にわたる麻疹事例の発生が危惧される又は実際に発生がみられる時には、国や自治体間の連携が非常に重要となることから、そのような事案の発生時においては国立感染症研究所への疫学調査支援の要請を積極的に検討すること。
- 5 麻疹の予防接種は麻疹の感染予防法として最も有効な手段であることから、各自治体におかれては、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について（再周知）」（令和 5 年 3 月 17 日付け事務連絡）等において、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い規定の接種時期に定期接種を行うことができず接種を延期されていた方が、規定の接種時期ではない時期に接種を行った場合についても、定期接種として取り扱われ得ること等をお示ししていることも踏まえ、定期接種を受けていない方に改めて勧奨を実施すること。
- 6 麻疹の疑い例及び確定例発生時には、以下の連絡先に報告すること。（メールの件名に「麻疹」と記載して厚生労働省と国立感染症研究所の両方に送付すること）

厚生労働省健康局結核感染症課

TEL: 03-3595-3426 (特定感染症係) Email: SARSOPC@mhlw.go.jp

国立感染症研究所 実地疫学研究センター

TEL: 03-5285-1111 (2583)

Email: outbreak@nih.go.jp

【医療機関における対応】

- 1 発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、麻しんの可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しんを意識した診療を行うこと。
- 2 麻しんを疑った場合には、特定感染症予防指針に基づき、臨床診断をした時点で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条に基づき、まず臨床診断例として直ちに最寄りの保健所に届出を行うこと。
- 3 診断においては、血清 IgM 抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、地方衛生研究所等でのウイルス学的検査（※2）の実施のため、保健所の求めに応じて検体を提出すること。
（※2）血清 IgM 抗体は、他の疾患でも交差的に陽性となることがあることから、必ずウイルス遺伝子検査を実施する必要がある。また、麻しんの疫学調査において、ウイルスのゲノム配列は極めて重要であることから、保健所は、感染症法 15 条に基づき、診断医療機関に対し、検体の提出を求めることがある。
- 4 医療従事者の麻しん含有ワクチン接種歴（2 回以上の接種）を確認していることが望ましい。
- 5 海外渡航予定のある者を診察する場合、2 点について広く周知すること。
 - ・ 海外渡航前の注意事項
 - ・ ウェブサイト等を参考に、渡航先の麻しんの流行状況を確認すること。
 - ・ 母子保健手帳などを確認し、過去の麻しんに対する予防接種歴、り患歴を確認すること。
 - ・ 過去 2 回接種した記録がない場合は、渡航前に予防接種を受けることを検討すること。

- ・ 麻しんのり患歴やワクチン接種歴が不明な場合は、抗体検査を受けることを検討すること。
- ・ 麻しんの流行がみられる地域に渡航後の注意事項
 - ・ 渡航後、帰国後 2 週間程度は麻しん発症の可能性も考慮して健康状態に注意すること。
 - ・ 発熱や咳そう、鼻水、眼の充血、全身の発しん等の症状が見られた場合は、医療機関に受診すること。また受診時には、医療機関に麻しんの可能性について伝達すること。
 - ・ 医療機関に受診する際には、医療機関の指示に従うとともに、可能な限り公共交通機関を用いることなく受診すること。

なお、海外渡航者への麻しんの注意喚起については、以下の啓発資料が利用可能であり、活用されたい。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-ku-kansenshou/measles/dl/leaf_180821.pdf

茨城県「麻しん（はしか）患者の発生について」（令和 5 年 4 月 28 日）

[報道機関へ情報提供した資料／茨城県 \(pref.ibaraki.jp\)](https://www.pref.ibaraki.jp/kenkou/kenkou/kekka-ku-kansenshou/measles/dl/leaf_180821.pdf)

東京都「麻しん（はしか）患者の発生について」（令和 5 年 5 月 12 日）

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/hodo/saishin/pressboueki230512.html>

参考：麻しんについて（厚生労働省）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-ku-kansenshou/measles/index.html

- ・ 麻しん対策・ガイドラインなど（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/guidelines.html>

- ・ 麻しんの予防接種に関する啓発リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/001093670.pdf>